

(公印省略)

教委義第35号

令和2年4月7日

各市町村教育委員会教育長 殿

大分県教育庁義務教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う教育活動の再開にあたっての留意事項について(依頼)

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う教育活動の再開にあたっての留意事項については、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)」(令和2年3月24日 文部科学省)の別添資料として「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が、また4月1日には「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂版が示されたところです。

各学校においては、臨時休業中から家庭学習の支援や未指導分の確認、次年度の補充指導等の検討などすでにご対応をいただいているところですが、学校再開にあたっての参考資料として、「学習指導に関する留意事項」を別紙のとおり取りまとめました。

つきましては、貴教育委員会関係者及び貴管内の義務教育諸学校に周知いただくとともに、各学校に対して必要な指導・助言をお願いします。

大分県教育庁義務教育課義務教育指導班

担当：瀧口 忍

連絡先：TEL 097-506-5534

FAX 097-506-1795

E-mail takiguchi-shinobu@pref.oita.lg.jp